

Financial Adviser

[ファイナンシャル・アドバイザー]

MAR. | 2016

No.208

www.kindai-sales.co.jp

3

ワイド特集

ここが変わる!

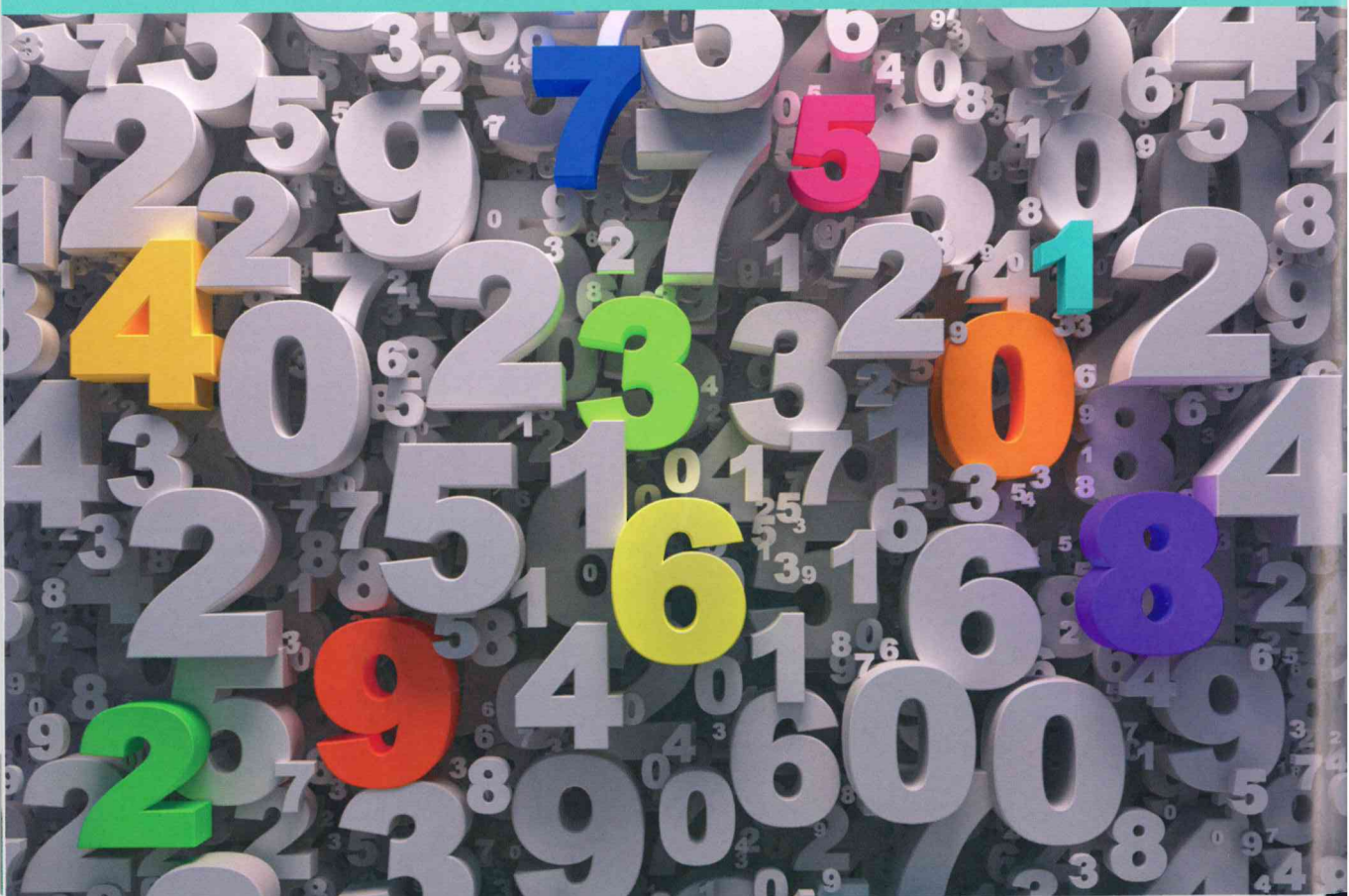
平成
28
年度

税制改正大綱の ポイント

個人所得課税、土地住宅税制、消費税、マイナンバーほか、主な改正項目の要点解説

[執筆・監修] 税理士法人 柴原事務所

改正前後の比較一覧表付き



笑顔相続の ススメ

最終回 相続対策は計画的に

相続税の基礎控除額の縮小をきっかけに、相続税への関心が一層高まってきました。手軽にできる税金対策として贈与税の基礎控除額や、住宅取得等資金や教育資金一括贈与の非課税枠を活用して子や孫へ財産を贈与する手法が浸透してきています。こうした生前贈与を行う方が増える一方で、懸念されているのが「あげすぎピンボア」です。

先日、相続の相談にいらした70代

後半の女性（Aさん）も、数年前から3人のお孫さまへの生前贈与を始めていました。Aさんに、「ご自身が亡くなられたときの相続税はどのくらいになるのかを聞いたところ、今まで相続税は計算したことがなく、生前贈与についても知り合いに「相続税が増税になって国に財産を持っていかれてしまうから、今のうちに孫に贈与したほうがいい」と言われて、急いで始めたそうです。

Aさんの相続税を試算したところ、財産総額が相続税の基礎控除額に満たないため税額はゼロ。生前贈与もお孫さま1人当たり年間110万円を超えて贈与されていましたので、かえって贈与税のほうが高かったです。しかも、このままお孫さまに贈与し続けていたら、Aさんの生活資金があと5年で底をついていなくなるかもしれません。

最新の統計によると、日本人の平均寿命は男性が80・50歳、女性が86・83歳で、この20年間で約4歳も延びました。寿命が延びると、それだけ介護や医療にかかる支出も増えます。相続税を減らすために、毎

年、ご自身のお金を子や孫、さらには子の配偶者に渡し続けたことで、肝心なときにお金がない……。それが「あげすぎピンボア」です。

このような状況に陥らないためには、どうしたらよいのでしょうか。

状況を把握し目的地を決める

相続対策を行ううえで大事なのは、まずご自身の相続の「状況」をきちんと把握することです。そして、ご自身にとって最良の「目的地」をイメージしたうえで適切な「手段」をとることです。旅行に行こうと思つたとき、最初に行き先を決め、それから交通手段やオプションツアーを決めますよね。相続も同じです。

対策にあたっては、まずご自身の財産の洗い出しと見込まれる相続税の試算を行い、対策前の状況を把握します。その後、納税資金の問題はないか、自宅は誰が相続するのか、遺留分の侵害はないか、二次・三次相続は大丈夫か、といった検証を踏まえ、ご自身が望む相続の目的地を設定し、そこへ辿り着くための手段を決めていきます。こうした手順を一

切踏まず、いきなり生前贈与という手段から行ってしまった結果が「あげすぎピンボア」なのです。

また、財産を渡すことだけに気を取られていると、他の部分で不具合が生じることがあります。税金対策の一環で孫に教育資金の贈与をした場合において、孫のいない子がこれをよく思わず、相続をきつかけに子ども同士の関係が悪化してしまうと、その代償は税金よりも高つくでしょう。相続対策においては、①相続税が支払えるかと、②相続人同士が揉めずに財産を分けられるか、この視点から対策を考えることを忘れてはいけません。

3年間にわたった連載も今回で終了です。この連載が、皆さまの大切なお客さまが揉めないための一助になれば幸いです。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表
理事、税理士法人HOP代表社員、
税理士。自ら笑顔相続の伝道師と
命名している。「Q&A相続税大増税に
備える“笑顔相続”のススメ」(ぎょうせい)
発売中。

